

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休日である)
当日の翌日

目 次

◇条 例 鳥取県行政手続条例(人事課)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(シ)

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(小中学校課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(会計課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県行政手続条例

一 目的等(第一条関係)

1 この条例は、行政手続法の規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とすることとした。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続等に関しこの条例に規定する事項に

ついて、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによることとした。

二 適用除外(第三条、第四条関係)

1 学校において、教育の目的を達成するために学生に対してされる処分等の一定の処分及び行政指導については、三から五までは、適用しないこととした。

2 国の機関等に対する処分及び行政指導並びに国の機関等がする届出については、この条例の規定は適用しないこととした。

三 申請に対する処分(第五条、第十一条関係)

1 知事等は、審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかを条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。)を定め、かつ、これを公にすることとした。

2 知事等は、標準処理期間(申請がその事務所に到達してからその申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。)を定め、かつ、これを公にすることとした。

3 知事等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始することとした。

4 知事等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、その理由を示すこととした。

5 1から4までのほか、申請に対する処分に関する手続について定めることとした。

四 不利益処分(第十二条、第三十条関係)

1 知事等は、処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。)を定め、かつ、これを公にすることとした。

2 知事等は、不利益処分をしようとする場合には、次の区分に従い、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続を執るこ

こととした。

(一) 聴聞の手續を執る場合

- (1) 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- (2) 名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

(3) 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任等を命ずる不利益処分をしようとするとき。

(4) その他の場合であつて知事等が相当と認めるとき。

(二) 弁明の機会の付与の手續を執る場合

(一) のいずれにも該当しないとき。

3 知事等は、不利益処分をする場合は、その名あて人に対し、同時に、その理由を示すこととした。

4 1から3までのほか、不利益処分に関する手續について定めることとした。

五 行政指導(第三十一条、第三十五条関係)

1 行政指導の一般原則として次のことを定めることとした。

(一) 行政指導に携わる者は、その行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならないこと。

(二) 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかつたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。

2 行政機関は、複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、これを公表することとした。

3 1及び2のほか、行政指導に関する手續について定めることとした。

六 届出(第三十六条関係)

届出が形式上の要件に適合している場合は、当該届出がその提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手續上の義務が履行されたものとする事とした。

七 その他(第二条、第三十七条、第三十九条関係)

1 審査基準等を記載した書面、不利益処分の原因となる事実を証する資料、聴聞調査、報告書等の写しの交付を必要とする者は、その交付を求めることができることとし、その手續について定めることとした。

2 知事等は、審査基準等の設定等をしようとするとき、又は審査基準等の内容となるべき事項に係る執行機関の規則の制定等をしようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努めることとした。

3 条例等に基づく補助金等及び貸付金に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、この条例の規定を適用することとした。

4 その他この条例で用いる用語の定義について所要の規定を設けることとした。

八 委任(第四十条関係)

この条例の施行に關し必要な事項は、知事等が別に定めることとした。

九 施行期日等

1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

3 次の条例について、この条例の施行に伴う所要の改正を行うこととした。

(一) ふぐの取扱等に関する条例

(二) 風致地区内における建築等の規制に関する条例

(三) 鳥取県景観形成条例

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする事とした。

二 一週間の勤務時間(第二条関係)

1 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間

当たり四十時間とすることとした。

2 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により1に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができることとした。

三 週休日及び勤務時間の割振り（第三条、第四条関係）

1 日曜日及び土曜日は、週休日とし、任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする事とした。

2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員について、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができることとした。この場合において、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設定しなければならないこととした。ただし、勤務の特殊性等により、四週間ごとの期間につき八日の週休日設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでないこととした。

四 週休日の振替等（第五条関係）

任命権者は、職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、一定期間内の勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること等ができることとした。

五 休憩時間（第六条関係）

任命権者は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならないこととした。

六 休息時間（第七条関係）

任命権者は、所定の勤務時間のうちに、休息時間を置くものとする事とした。

七 船員の勤務時間等の特例（第八条、第九条関係）

1 任命権者は、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とすることができることとした。この場合において、一週間当たり一日以上の割合で週休日設けなければならないこととした。

2 任命権者は、船舶に乗り組む職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができることとした。

3 船舶に乗り組む職員の勤務時間については、正規の勤務時間以外の時間で人命を救助するため緊急を要する作業その他の作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とすることとした。

八 正規の勤務時間以外の時間における勤務（第十条関係）

1 任命権者は、人事委員会又は労働基準監督署長の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全等を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができることとした。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができることとした。

九 休日（第十一条関係）

職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこととした。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日についても、同様とすることとした。

十 休日の代休日（第十二条関係）

1 任命権者は、職員に休日の全勤務時間について特に勤務することを命じた場合には、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができることとした。

2 代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務し

た場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこととした。

十一 休暇の種類(第十三条関係)

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び無給休暇とすることとした。

十二 年次有給休暇(第十四条関係)

1 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに掲げる日数とすることとした。

(一) 一般の職員 二十日

(二) (三)に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに採用されたもの その年の在職期間を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

(三) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員等から引き続き職員となつた者及び定年退職後再び採用された者 人事委員会規則で定める日数

2 年次有給休暇は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができることとした。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならないこととした。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができることとした。

十三 病気休暇(第十五条関係)

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とし、その期間は人事委員会規則で定めることとした。

十四 特別休暇(第十六条関係)

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事

由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とし、その期間は人事委員会規則で定めることとした。

十五 無給休暇(第十七条関係)

1 無給休暇は、次のとおりとすることとした。

(一) 介護休暇 職員が、配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により一定期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

(二) 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、1の(一)の休暇にあつては(一)に掲げる者の各々が(一)の介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する三月の期間内において必要と認められる期間とし、1の(二)の休暇にあつては三年を超えない期間内において必要と認められる期間とすることとした。

3 1の(一)の休暇については、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額することとした。

4 1の(二)の休暇については、いかなる給与も支給しないこととした。

十六 病気休暇、特別休暇及び無給休暇の承認(第十八条関係)

病気休暇、特別休暇及び無給休暇については、任命権者の承認を受けなければならないこととした。

十七 臨時的任用職員の休暇(第十九条関係)

臨時的任用職員の休暇については、人事委員会規則で定めることとした。

十八 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇(第二十条関係)

非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定めることとした。

十九 人事委員会規則への委任(第二十一条関係)

この条例に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

二十 施行期日等

- 1 この条例は、平成七年一月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。
- 3 この条例の制定に伴い、次の条例について、代休日が指定された場合の休日勤務については休日勤務手当を支給しないこととし、代休日に特に勤務した場合のその勤務について休日勤務手当を支給することとする等の規定の整備を行うこととした。
 - (一) 職員の給与に関する条例
 - (二) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (三) 教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例
 - (四) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
 - (五) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (六) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
 - (七) 職員の育児休業等に関する条例

◇県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

- 一 目的（第一条関係）

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。
- 二 一週間の勤務時間（第二条関係）
 - 1 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とすることとした。
 - 2 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により1に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができることとした。
- 三 週休日及び勤務時間の割振り（第三条、第四条関係）

- 1 日曜日及び土曜日は、週休日とし、市町村教育委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする事とした。

- 2 市町村教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができること。この場合において、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けなければならないこと。ただし、勤務の特殊性等により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでないこととした。

四 週休日の振替等（第五条関係）

市町村教育委員会は、職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、一定期間内の勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること等ができることとした。

五 休憩時間（第六条関係）

市町村教育委員会は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならないこととした。

六 休息时间（第七条関係）

市町村教育委員会は、所定の勤務時間のうちに、休息时间を置くものとする事とした。

七 正規の勤務時間以外の時間における勤務（第八条関係）

- 1 市町村教育委員会は、当該市町村の人事委員会等の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全等を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができることとした。

- 2 市町村教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正

規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができるとした。

八 休日(第九条関係)

職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこと。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日についても、同様とすることとした。

九 休日の代休日(第十条関係)

1 市町村教育委員会は、職員に休日の全勤務時間について特に勤務することを命じた場合には、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができることとした。

2 代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこととした。

十 休暇の種類(第十一条関係)

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び無給休暇とすることとした。

十一 年次有給休暇(第十二条関係)

1 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに掲げる日数とすることとした。

(一) 一般の職員 二十日

(二) (三)に掲げる職員以外の職員であつて、当該年に新たに採用されたもの
その年の在職期間を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

(三) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員等から引き続き職員となつた者及び定年退職後再び採用された者 人事委員会規則で定める日数

2 年次有給休暇は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができることとした。

3 市町村教育委員会は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならぬこととした。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができることとした。

十二 病気休暇(第十三条関係)

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とし、その期間は人事委員会規則で定めることとした。

十三 特別休暇(第十四条関係)

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とし、その期間は人事委員会規則で定めることとした。

十四 無給休暇(第十五条関係)

1 無給休暇は、次のとおりとすることとした。

(一) 介護休暇 職員が、配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により一定期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

(二) 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、1の(一)の休暇にあつては(一)に掲げる者の各々が(一)の介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する三月の期間内において必要と認められる期間とし、1の(二)の休暇にあつては三年を超えない期間内において必要と認められる期間とすることとした。

3 1の(一)の休暇については、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額することとした。

4 1の(二)の休暇については、いかなる給与も支給しないこととした。

15 病気休暇、特別休暇及び無給休暇の承認(第十六条関係)

病気休暇、特別休暇及び無給休暇については、市町村教育委員会の承認を受けなければならないこととした。

16 臨時的任用職員の休暇等(第十七条関係)

臨時的任用職員の休暇等については、人事委員会規則で定めることとした。

17 人事委員会規則への委任(第十八条関係)

この条例に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

18 施行期日等

1 この条例は、平成七年一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 退職所得の分離課税に係る個人の県民税の所得割について、税率の適用区分を次のとおりとすることとした。

退職所得金額の区分		税率
現 行	改 正 後	
五百五十万円以下の金額	七百万円以下の金額	百分の二
五百五十万円を超える金額	七百万円を超える金額	百分の四

二1 この条例は、平成七年一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

一 理容美容学校奨学資金、職業訓練受講奨励資金及び進学奨励資金の返還に係る債務の借受者等の収入状況による免除条件を次のとおり改正することとし

た。

現 行	改 正 後
借受者の属する世帯が生活困難のため貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。	借受者(直系尊属である父母と同居している場合はその世帯、当該父母と同居していない場合で被扶養者であるときは当該父母)が生活困難のため貸付金を償還することが著しく困難であると認められるとき。

二 この条例は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用することとした。

条 例

鳥取県行政手続条例をここに公布する。

平成六年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十四号

鳥取県行政手続条例

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 申請に対する処分(第五条―第十一条)

第三章 不利益処分

第一節 通則(第十二条―第十四条)

第二節 聴聞(第十五条―第二十七条)

第三節 弁明の機会の付与(第二十八条―第三十条)

第四章 行政指導(第三十一条―第三十五条)

第五章 届出(第三十六条)

第六章 補則(第三十七条―第四十条)

附則

第一章 総則

(目的等)

第一条 この条例は、行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「法」という。)第三章第二項において同法第二章から第五章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとつて明らかであることをいう。)の向上を図り、もつて県民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続等に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例及び執行機関の規則(規程を含む。以下同じ。)をいう。
- 二 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。以下同じ。)及び条例等をいう。
- 三 知事等 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

をいう。

四 処分 知事等の処分その他公権力の行使に当たる行為(その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。)をいう。

五 申請 条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求めた行為であつて、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

六 不利益処分 知事等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

七 行政指導 行政機関(県の機関(議会を除く。))をいう。以下同じ。)がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分(その根拠となる規定が法律及び法律に基づく命令に置かれているものを含む。)に該当しないものをいう。

八 届出 知事等に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であつて、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(適用除外)

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用

しない。

一 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導

二 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導

三 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導

四 留置場（警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。）において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

五 公務員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

六 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

七 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

八 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

九 報告又は物件の提出を命ずる処分その他のその職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十 第三章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、法令に基づいてされる処分及び行政指導

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第四条 国の機関又は地方公共団体（市町村を除く。）若しくはその機関（市町村の機

関を除く。）に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第二章 申請に対する処分

（審査基準）

第五条 知事等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 知事等は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的な審査基準を定めるものとする。

3 知事等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にするものとする。

（標準処理期間）

第六条 知事等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該知事等と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該知事等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間。以下「標準処理期間」という。）を定めるとともに、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

（申請に対する審査、応答）

第七条 知事等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができ期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申

請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否するものとする。

(理由の提示)

第八条 知事等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すものとする。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示すものとする。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示すものとする。

(情報の提供)

第九条 知事等は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すものとする。

2 知事等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報を提供するものとする。

3 許認可等に携わる者は、申請をしようとする者から当該申請に係る相談、照会等があつた場合においては、当該申請に必要な情報を提供するほか、当該申請をしようとする者の権利利益を侵害することのないよう配慮するものとし、適切に対応しなければならぬ。

(公聴会の開催等)

第十条 知事等は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じて、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(複数の行政庁が関与する処分等)

第十一条 知事等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者か

らされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合には、知事等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

3 一の事由に基づき複数の行政機関への申請が必要となる場合について、知事等は、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の申請の際の負担の軽減を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 不利益処分

第一節 通則

(処分の基準)

第十二条 知事等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従つて判断するために必要とされる基準(以下「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にするものとする。

2 知事等は、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的な処分基準を定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手續)

第十三条 知事等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執るものとする。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あ

て人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて知事等が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至つたことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしよとすることとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従ふべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によつて確認されたものをしよとすることとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして知事等が別に定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 知事等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示すものとする。ただし、当該理由を示さないうで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 知事等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後

相当の期間内に、同項の理由を示すものとする。

3 不利益処分を書面とするときは、前二項の理由は、書面により示すものとする。

第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 知事等は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 知事等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該知事等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該知事等の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したもののみならず。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したもののみならず)を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任するこ

とができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事等に届け出なければならない。

(参加人)

- 第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

- 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

- 第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、知事等に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、知事等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行にに応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

- 3 知事等は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、知事等が指名する職員が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - 一 当該聴聞の当事者又は参加人
 - 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
 - 四 前三号に規定する者であつたことのある者
 - 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
 - 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、知事等の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て知事等の職員に対し質問を発することができる。

- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は知事等の職員に対し説明を求めることができる。

- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

- 6 聴聞の期日における審理は、知事等が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

- 第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び

証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二條 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知するものとする。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三條 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調査及び報告書)

第二十四條 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにして

おかなければならない。

2 前項の調査は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調査とともに知事等に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調査及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。(聴聞の再開)

第二十五條 知事等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十六條 知事等は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調査の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをするものとする。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十七條 第十三條第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五條第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し、又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として条例等の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三條第一項の規定にかかわらず、知事等は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十八条 弁明は、知事等が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第二十九条 知事等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第三十条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十九条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第三十一条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、

不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第三十二条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第三十三条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第三十四条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第三十五条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

第五章 届出

(届出)

第三十六条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第六章 補則

(写しの交付)

第三十七条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を記載した書面又は第三十五条の規定により定められた事項を記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2 当事者等は、第十八条第一項又は第二項の資料(閲覧を拒否された資料を除く。)の写しの交付を求めることができる。この場合において、知事等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、当該写しの交付を拒むことができない。

3 当事者又は参加人は、第二十四条第一項の調書又は同条第三項の報告書の写しの交付を求めることができる。

4 前三項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

5 第一項の規定は知事等が定めた法第五条第一項の基準、法第六条の期間及び法第十二条第一項の基準を記載した書面について、第二項の規定は法第十八条第一項及び第二項の資料(閲覧を拒否された資料を除く。)について、第三項の規定は法第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書について、それぞれ準用する。

6 第四項の規定は、前項において準用する第一項から第三項までの規定による写しの交付について準用する。

(県民の意見の聴取)

第三十八条 知事等は、審査基準、標準処理期間及び処分基準並びに第三十五条に規定する複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努めるものとする。

2 知事等は、執行機関の規則を制定し、又はこれを改正し、若しくは廃止しようとする場合において、その内容が審査基準又は処分基準の内容となるべき事項に係るものであるときその他知事等が必要と認めるときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努めるものとする。

(補助金等へのこの条例の適用)

第三十九条 条例等に基づく鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)第二条第一項に規定する補助金等及び貸付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。)に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第十五条第一項又は第二十九条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る

手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

4 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項を削る。
第八条後段を削る。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

5 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なうべき」を「行うべき」に、「行なわない」を「行わない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とする。

(鳥取県景観形成条例の一部改正)

6 鳥取県景観形成条例(平成五年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例をここに公布する。

平成六年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例

職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一週間の勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とする。

2 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ)とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。

第四条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。
(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日に週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第六条 任命権者は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合には少なくとも四十五分、八時間を超える場合には少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

（休息時間）

第七条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くものとする。

（船員の勤務時間等の特例）

第八条 任命権者は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり四十分間とすることができる。

2 任命権者は、前項の規定により勤務時間を定める場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、前項の期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設けなければならない。

3 任命権者は、第六条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第九条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定め

る作業に従事する場合には、第二条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第十条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八条第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第二条から第五条まで、第八条第一項及び前条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（休日）

第十一条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第十二条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間

を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第十三条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び無給休暇とする。

(年次有給休暇)

第十四条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日

二 次号に掲げる職員以外の職員であつて当該年に新たに採用されたもの その年の在職期間を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

三 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者及び職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)第五条第一項の規定により採用された者 人事委員会規則で定める日数
2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第十五条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、人事委員会規則で定める。

(特別休暇)

第十六条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。

2 特別休暇の期間は、人事委員会規則で定める。

(無給休暇)

第十七条 無給休暇は、次のとおりとする。

一 介護休暇 職員が、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

二 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、前項第一号に掲げる休暇にあつては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する三月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第二号に掲げる休暇にあつては三年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

3 第一項第一号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十六条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

4 第一項第二号に掲げる休暇については、いかなる給与も支給しない。

5 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)第九条第四項の規定の適用については、第一項第二号に掲げる休暇の期間については、同条例第九条第四項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(病気休暇、特別休暇及び無給休暇の承認)

第十八条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)及び無給休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(臨時的任用職員の休暇)

第十九条 臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條の規定に基づき臨時的に任用され

た職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三條第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六條第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。

（非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）

第二十条 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

（人事委員会規則への委任）

第二十一条 この条例に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）

第二條第二項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの五日間において一日につき八時間の勤務時間が割り振られている職員について同條第三項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第五條の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第二條第二項又は第三項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第四條又は第五條の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

4 前二項の規定が適用される職員について、旧条例第三條の規定に基づき定められている休憩時間については、新条例第六條及び第八條第三項の規定に基づく休憩時間と

みなす。

5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

6 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六條第四項中「勤務を要しない日」を「週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三條第一項、第四條若しくは第五條又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第三條第一項、第四條若しくは第五條の規定による週休日をいう。第十六條の三第一項において同じ。）」に改める。

第十二條中「その勤務しないことにつき任命権者の」を「勤務時間条例第十一条及び県費負担教職員勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第十二條第一項又は県費負担教職員勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第十一条及び県費負担教職員勤務時間条例第九条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第十二條第一項又は県費負担教職員勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に」に改める。

第十三條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第五條又は県費負担教職員勤務時間条例第五條の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三條第二項若しくは第四條又は県費負担教職員勤務時間条例第三條第二項若しくは第四條の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務

した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十六条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第十四条を次のように改める。

（休日勤務手当）

第十四条 祝日法による休日等（勤務時間条例第三条第一項若しくは第四条又は県費負担教職員勤務時間条例第三条第一項若しくは第四条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第十一条及び県費負担教職員勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第四条若しくは第五条又は県費負担教職員勤務時間条例第四条若しくは第五条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十六条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第十六条第一項及び第二項中「乗じたもの」の下に「から八時間に十八を乗じたものを減じたもの」を加える。

第十六条の三第一項中「勤務を要しない日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始で人事委員会規則で定める日」を「週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」に改める。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

7 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「附則第四項」を「附則第五項」に、「基き」を「基づき」に改め

る。

第七条第一項中「休日にあつても」を「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び年末年始等で知事が定める日（以下「休日等」という。）に当たつても」に改め、同条第二項中「休日」を「休日等」に改め、後段を削り、同条第三項を削る。

第十五条の見出しを「（給与の減額等）」に改め、同条第一項中「場合」の下に「その他知事が定める場合」を加え、同条第二項中「部分休業をいう。」の下に「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 海外随伴休暇（職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）については、いかなる給与も支給しない。

（教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例の一部改正）

8 教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び旅費」を「その他の勤務条件」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「及び旅費」を「その他の勤務条件」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「勤務時間」の下に「休日及び休暇」を加え、「職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号）」に改める。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

9 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に、「行ない」を「行ない」を「行なう」を「行う」に、「第十四条第二項後段に規定する日及び同条第三項に規定する休日」を「第

十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに同条例第十四条後段に規定する日」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

10 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「二十二歳」を「満二十二歳」に改め、同項第三号中「六十歳」を「満六十歳」に改め、同項第四号中「二十二歳」を「満二十二歳」に改める。

第十一条第一項中「休日」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び年末年始等で企業管理規程で定める日(以下「休日等」という。)」に改め、同条第二項中「休日」を「休日等」に改め、後段を削り、同条第三項を削る。

第十二条の二中「勤務を要しない日」を「週休日(勤務時間を割り振らない日(以下「年未年始」)を「年末年始」)に改める。

第十七条の見出しを「(給与の減額等)」に改め、同条第一項中「場合」の下に「その他企業管理規程で定める場合」を加え、同条第二項中「部分休業をいう。)」の下に「又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 海外随伴休暇(職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)については、いかなる給与も支給しない。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

11 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)第二条又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年

九月鳥取県条例第四十号)第二条」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)第二条、第三条第二項、第四条若しくは第五条又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十六号)第二条、第三条第二項、第四条若しくは第五条」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

12 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号)第二条の規定による職務に専念する義務の免除(以下「義務免除」という。))のうち人事委員会規則で定めるもの又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)第六条の規定による休暇(以下「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)第十六条第一項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十六号)第十四条第一項に規定する特別休暇(以下単に「」に「承認され」を「得」に改め、同号中「当該義務免除若しくは」を削る。

第九条中「義務免除のうち人事委員会規則で定めるもの又は」及び「当該義務免除の時間又は」を削る。

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例をここに公布する。

平成六年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十六号

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四

十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第四十二条の規定に基づき、法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一週間の勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とする。

2 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 市町村又は法第二条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。

第四条 市町村教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日を取捨なければならぬ。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第五条 市町村教育委員会は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第六条 市町村教育委員会は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

(休憩時間)

第七条 市町村教育委員会は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会の定める基準に従い、休憩時間を置くものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第八条 市町村教育委員会は、当該市町村の人事委員会(人事委員会を置かない市町村にあつては、当該市町村の長)の許可を受けて、第二条から第五条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 市町村教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(休日)

第九条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す

る休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第十条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び無給休暇とする。

（年次有給休暇）

第十二条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日
 - 二 次号に掲げる職員以外の職員であつて当該年に新たに採用されたもの その年の在職期間を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数
 - 三 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者及び職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第五条第一項の規定により採用された者 人事委員会規則で定める日数
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規

則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 市町村教育委員会は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならぬ。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第十三条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、人事委員会規則で定める。

（特別休暇）

第十四条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。

2 特別休暇の期間は、人事委員会規則で定める。

（無給休暇）

第十五条 無給休暇は、次のとおりとする。

- 一 介護休暇 職員が、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
 - 二 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
- 2 無給休暇の期間は、前項第一号に掲げる休暇にあつては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する三月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第二号に掲げる休暇にあつては三年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

3 第一項第一号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十六条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

4 第一項第二号に掲げる休暇については、いかなる給与も支給しない。

5 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)第九条第四項の規定の適用については、第一項第二号に掲げる休暇の期間については、同条例第九条第四項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(病気休暇、特別休暇及び無給休暇の承認)

第十六条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)及び無給休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、市町村教育委員会の承認を受けなければならない。

(臨時的任用職員の休暇)

第十七条 臨時的任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第六条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)の休暇については、人事委員会規則で定める。

(人事委員会規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(以下「旧条例」という。)第二条第二項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの五日間において一日につき八時間の勤務時間が割り振られている職員については旧条例第五条の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第五条の規定に基づき市町村教育委員会が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第二条第二項又は第五条の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第四条又は第五条の規定に基づき市町村教育委員会が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

4 前二項の規定が適用される職員について、旧条例第三条の規定に基づき定められている休憩時間については、新条例第六条の規定に基づく休憩時間とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の四の表中「五百五十万円」を「七百万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成七年一月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第三十八条の四の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新条例第三十八条の二に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十八号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表理美容学校奨学資金の項免除の条件の欄第二号中「の属する世帯」を「(父母(直系尊属に限る。以下同じ。))と同居している場合にあつてはその属する世帯、父母と同居していない場合であつて被扶養者であるときはその父母)」に改め、同表職業訓練受講奨励資金の項免除の条件の欄第二号及び進学奨励資金の項免除の条件の欄第二号中「の属する世帯」を「(父母と同居している場合にあつてはその属する世帯、父母と同居していない場合であつて被扶養者であるときはその父母)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用する。